

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成22年10月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分年月日

平成22年10月8日

2 処分対象業者

(1) 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ムラニシ不動産

村西 友治

高松市塩上町11番地20

(2) 免許証番号及び免許年月日

香川県知事(1)第4097号

平成21年10月29日

(3) 処分内容

平成22年10月16日から16日間の業務の全部の停止